




土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	土石流	地すべり
		
<p>地中に染み込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。家の付近で起こると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨等によって、山や川の石や土砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面に染み込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだす現象です。</p>
<p style="text-align: center;">主な前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ がけにひび割れができる。 ◆ 小石がぱらぱらと落ちてくる。 ◆ 湧水が止まったり、濁ったりする。 ◆ 地鳴りがする。 	<p style="text-align: center;">主な前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 腐った土のおいがする ◆ 降雨が続くのに川の水位は下がる。 ◆ 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める。 ◆ 立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる。 ◆ 山鳴りがする。 	<p style="text-align: center;">主な前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地面がひび割れたり、陥没する。 ◆ 樹木が傾く。 ◆ 亀裂や段差が発生する。 ◆ がけや斜面から水が噴き出す。 ◆ 井戸や沢の水が濁る。 ◆ 地鳴りや山鳴りがする。

出典: 内閣府政府広報室

※上記の前兆現象は一般的な前触れの一部です。すべての場所において必ず起こるということではありません。

土砂災害(特別)警戒区域とは

土砂災害防止法に基づき指定される区域には、土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域の2つがあります。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域です。

基礎調査結果

基礎調査とは、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定する際に行う調査のことです。基礎調査の完了から区域指定までは、一定の手続きが必要です。区域指定に先立ち、早期に土砂災害の危険性を住民に周知できるよう、基礎調査結果の公表が義務付けられています。従って、土砂災害警戒区域等の指定・未指定に関わらず、調査が完了した時点で公表しています。